

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成29年9月12日（火）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第85号「所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第85号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第86号「所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員 新旧対照表を見比べると、経過措置がなくなったということでしょうか。

瀬能高齢者支 経過措置がなくなったということではありません。

援担当参事

平井委員 どういうことか。

瀬能高齢者支 平成26年度までに主任介護支援専門員の研修を修了した者を対象と
援担当参事 して新たに経過措置を設けたものです。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第86号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第81号「平成29年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

保険給付費準備基金の残高の合計額はいくらか。

井上介護保険
課長

平成28年度末で14億9,689万3,558円です。

平井委員

約15億円であるが、毎年3、4億円を保険料にあてているが、第6期終了時での残高はいくらか。

井上介護保険
課長

平成29年度末の見込みとなりますが、利子に関しては予算額で計算し、15億7,119万4,558円と見込んでおります。

平井委員

第6期の計画の保険料にあてたととしても、15億円余るということは、第7期においては、保険料の見直しを行うと思うが、基金を取り崩して保険料が変わらないようにするという認識でよいか。

井上介護保険
課長

第6期と同様に、これから第7期計画の策定となりますがその中で取り崩し額も考えていきたいと思います。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第81号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」（当

委員会所管部分：福祉部）

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

高齢者福祉施設整備費補助金について、現在の地域密着型の施設の数とこの追加によっていくつになるのか。

井上介護保険
課長

今回の追加は、定期巡回随時対応型訪問介護看護という事業所となりますが、この事業所については、今までは2事業所でしたが、今年度2事業所追加ということで、全部で4事業所となります。

平井委員

社会福祉法人至仁会は、若狭の吉川病院のことでよいか。

井上介護保険
課長

場所としましては、吉川クリニックの道路を挟んだ反対側の薬局2階にある訪問看護ステーション歩の一部を使用して事業を行うものです。

平井委員

開所はいつか。

井上介護保険
課長

今年度の12月となります。

小林委員

介護保険低所得者利用者負担軽減県補助金返還金ですが、所要額がゼロとなっており、利用者がいなかったためということだが、利用者がいなかった理由と平成27年度の状況はどうだったのか。

井上介護保険
課長

この事業は2種類ありまして、訪問介護扶助事業と社会福祉法人等による利用者負担軽減助成の2つとなり、訪問介護扶助事業については、障害者のホームヘルプサービスを使っていた方が65歳になったときに介護保険に移行する際、その方が低所得のため、サービスを使うことによる利用の負担をした場合に生活保護になってしまう、いわゆる境界層の方がこの制度を利用することによって生活保護にならないようにする事業ですが、ほとんどの方が生活保護を受給してしまうことなどで受給者がおりません。もう一つの社会福祉法人等による利用者負担軽減ですが、社会福祉法人が自分のところで利用者負担額を補助しますということを手を挙げ、県が認めて法人が行うものですが、現在、市内には4法人しかありません。利用者負担の4分の1を法人が負担し、その負担額の2分の1を公費負担で行うものですが、こちらの制度については、所得や資産の要件があることや、手続きが複雑であることから、利用者がいないのが現状となります。平成25年度、平成26年度、平成27年度についてこの制度の利用者がいない状況です。

平井委員

41万5,000円ですが、これはどういう内訳なのか。

井上介護保険
課長 訪問介護扶助費が月 1 万円の計算で 3 人分、社会福祉法人の利用者負担軽減は 2 人分で計算しています。

平井委員 先ほどの説明で手続きが複雑ということであったが、手続きの簡素化や省略化を求めれば利用が増えるという理解でよいか。

井上介護保険
課長 県の事業であることから、その手続きが簡素化できるかどうかは微妙ですが、平成 28 年度において、県内でこの事業を利用している市町村が 6 市しかないため、なかなか急激に増えることは見込まれていないものです。

平井委員 せっかくの制度であるので、手続きの簡素化とかについて県に意見を挙げることはできないのか。

井上介護保険
課長 そういった話を県にすることは可能であると思いますので、今後、機会があれば行いたいと思います。

【議案第 79 号 福祉部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 (午前 9 時 13 分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時14分)

○議案第83号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

植竹委員長

より効率的な審査を行うため、条例の別表第1（第3条関係）について、わかりやすい資料を請求することによろしいか。（委員了承）

【補足説明】なし

【質疑】

平井委員

配付された表の説明をお願いしたい。

糟谷保育幼稚

配付した資料の表は、2種類あり、1枚目は教育認定1号の保育料の

園課主幹

新旧対照表で、2枚目は保育認定2・3号の保育料の新旧対照表となっています。

どちらも、保育料表の主な改正点については、階層区分を国の階層区分の区切りに合わせることで、表の中の区分の税額を調整して引き上げていること、C8、C9階層の国が示す標準的な額に変更していることです。保育認定については、階層区分の区切りの見直し、区分の中の税額の調整をしています。

平井委員

本会議の議案質疑の中で別表の適用を受ける全世帯が4,619世帯、条例改正の影響を受ける世帯が3,535世帯、減額世帯が1,101世帯、増額世帯が2,434世帯という答弁であったが、増額世帯の合計が

2, 4 3 4 世帯で増減の影響を受ける世帯のうち、増額世帯が68.9%
という確認でよいか。

糟谷保育幼稚園課主幹 負担増になる世帯は、2, 4 3 4 世帯で、68.9%です。

平井委員 約70%の世帯が増額となる認識となるが、年少扶養控除の再計算の
廃止によって影響が出るものだと思うが、廃止しなくてもよいというよ
うな、条例で強制的に廃止するものではないと思うが、この点について
確認したい。

糟谷保育幼稚園課主幹 平成26年度、審議会より6年を限度に年少扶養控除再計算の廃止を
含めた見直しをするようにとの答申をいただいています。国の段階的無
償化が平成28年度、29年度と進んでおり、このタイミングで改正を
行わないと、さらに制度が変わって対応が厳しくなることもあり変更す
るものです。

平井委員 これまでは、廃止しないで継続してきたという認識でよいか。

糟谷保育幼稚園課主幹 そのとおりです。

平井委員

県内で継続している市は、所沢市を除いてどのくらいあるのか。

糟谷保育幼稚

年少扶養控除の再計算を実施している市は、県内では所沢市以外で4

園課主幹

市となります。ただし、4市のうち、当市と同様に実施しているのは狭山市のみで、それ以外の市は期限を設ける等、限定で実施しています。

平井委員

廃止をしなくても、市の状況によっては可とされるものか。

糟谷保育幼稚

再計算の廃止に関しては、自治体の判断ということになります。

園課主幹

赤川委員

単純な保育料の値上げではなく、制度改正であるという説明を受けたが、増額世帯が52.8%、減額世帯が23.9%ということで、具体的に増額になる世帯の年収や家族構成のモデルがあると思うが、どの世帯が値上げされ、どの世帯が値下げとなるのか。

糟谷保育幼稚

増減に関して単純に分けることは難しいのですが、大きく増額する世帯

園課主幹

帯としては、年少扶養控除の再計算の恩恵を受けていた多子世帯がその廃止に伴い税額が上がることによって階層区分が上がり、増額になる場合が多くなると思われます。反対に、減額になる世帯は少子世帯になる

という傾向はあると思います。

赤川委員

年収による影響は少ないということか。

糟谷保育幼稚

園課主幹

年収というよりは、年少扶養控除の再計算を廃止することが今回の大きな影響となり、子どもの数によって増減の傾向が分かれることがあります。また、年収による差については、年収の低い世帯は階層の移動による保育料額の増減幅が小さく、年収の高い世帯は階層の移動による保育料額の増減幅が大きいことから、増額する世帯の中では年収の高い方が増額が大きくなる場合が多いと言えます。

赤川委員

市民にとっては、納める保育料の金額が増える世帯が半数以上あるので、どの段階で市民がわかることとなるのか。また、単なる保育料の値下げではなく制度改正であることを理解してもらうための市民への説明など、周知についてはどのように考えているのか。

糟谷保育幼稚

園課主幹

周知につきましては、議案が認められた後、10月に入りましたら在園されている家庭に通知を送付します。併せて10月中旬ごろに保護者向け、事業者向けの説明会を開催する予定です。これから利用される方、他の市民の方には、窓口の印刷物、入園のしおり、ホームページにおいて公表する予定です。

赤川委員

市民の方に周知するときに、税の制度によるもので、実質的な値上げでないということを理解していただく工夫について、考えていることはあるのか。

糟谷保育幼稚園課主幹

値上げの改正ではないことは、説明会等においても丁寧に行っていくつもりです。先ほどから値上げする世帯が52.8%と申し上げていますが、これは試算時の割合です。この52.8%のうち、3歳児区分を設定したことによる増額世帯が、815世帯あると試算しています。これは現行保育料に3歳児という新たな保育料を設けることで、従来の3歳児の保育料よりは負担額が増えることにはなりますが、保護者、利用者目線では、実は0、1、2歳の保育料と新3歳の保育料では0、1、2歳のほうが高く、0、1、2歳と4、5歳の間のワンステップという形で新たに保育料を設定しているので、進級すれば実質的には保育料が下がることとなります。ただ、試算上では経年での結果を反映できなかったために、現3歳が、新3歳になったらという想定で試算を出しているため、どうしても815世帯は増額してしまうという結果が出てしまい、増額となる世帯が増えています。しかし、実際にはそこまで増額となる世帯はなく、約3割が増額となるものです。

平井委員

答申書の中で、「審議の過程では、子ども・子育て支援新制度開始前

の、平成26年11月11日付答申における『年少扶養控除の再計算の適用期間は6年を限度とし、国の制度改正や社会情勢の動向を見ながら、見直しを行うものとする。』』とあるが、限度を6年とした理由と、国がさまざまな形で無料にするということであれば、その時期についてわかっていれば教えてほしい。

糟谷保育幼稚園課主幹

6年を限度とする期限については、新制度が開始する前の平成27年3月時点で在園している子どもがすべて卒園する期間として6年という期限を設定しました。国の段階的無償化については、平成28年度からスタートして、今年度は2年目です。今の段階では、多子世帯、低所得世帯、ひとり親世帯というようにターゲットを限定した保育料の減額が進んでいます。今後については、現段階では見えていない状況です。

中村委員

直接関係ないが、保育料は直接請求の対象となるのか。行政実例ではどうなっているのか。

小山保育幼稚園課長

資料等がないため、今、お答えできません。

休憩 (午前9時32分)

再開 (午前9時43分)

小山保育幼稚園課長

地方自治法第74条に定める直接請求の対象から除かれる地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものに該当するかどうかについてですが、行政実例については、確認ができませんでした。国が示すQ&Aによると、「公立施設の利用者負担については、地方自治法第225条及び第228条に基づき、条例で使用料として徴収根拠を定めていただくことから」といった記載があることから、公立施設の利用者負担については使用料ということになるので、第74条の直接請求ができる項目からは除かれるものとなります。

中村委員

私立や認定こども園についてはどうか。

小山保育幼稚園課長

私立保育所に関しては、根拠規定が子ども・子育て支援法となりまして、使用料に該当するかどうかの国の見解が示されていないことから、その点については明らかでない部分がありますが、本市におきましては、保育料については一体のものとして条例で定めていることから同様の取扱いになると考えています。

【質疑終結】

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第83号について反対の立場か

ら意見を申し上げます。質疑を通じ、全世帯数が4,610世帯、増額となる世帯数が2,434世帯ということで、全体の半数世帯が増額世帯となることがわかりました。しかも、いま国が、幼児教育の無償化を進めているというところでこのことを決定してしまったことは非常に残念であり、また継続をして若い世代の応援をする立場から、本来は、最後まで継続していただきたいことを申し添えて反対の意見といたします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、賛成いたします。この改正は、国の制度改正に伴い、それに合わせていくということと、合わせて所沢市では年少扶養控除を考慮した保育料の算定を継続してきた努力をしてきているところであり、今後の改正について利用者に丁寧な説明をしていただくことを願ひまして賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第83号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第84号「所沢市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第84号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

- 議案第 87 号「所沢市立まつば児童館の指定管理者の指定について」
- 議案第 88 号「所沢市立やなぎ児童館の指定管理者の指定について」
- 議案第 89 号「所沢市立ひかり児童館の指定管理者の指定について」

植竹委員長

議案第 87 号、議案第 88 号及び議案第 89 号については、一括議題とし、補足説明、質疑を行うことでよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 な し

【質 疑】

小林委員

7月11日の選定委員会の会議録の中で、平成26年度より運営しているひばり児童館の当時9人のスタッフのうち2人が離職していることやつばき児童館については、平成27年度より運営を開始し、当時9人のスタッフのうち1人が離職しているということがあるが、3つの児童館の雇用されている方の定着率を伺いたい。

森田青少年課
長

ひばり児童館、つばき児童館については、先ほどの会議録のとおり、ひばり児童館につきましては、平成26年度より葉隠勇進株式会社が指定管理者として運営を行っておりまして、当時9人のうち2人が離職されているので離職率が約20%となります。つばき児童館につきましては、9人のうち1人が離職されているので、離職率は約10%、平均すると離職率は約15%、定着率は約85%となります。

小林委員

まつば児童館についてはどうか。

森田青少年課
長

まつば児童館につきましては、現指定管理者がシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社で、こちらにつきましては、法人からの回答によりますと離職率が20%ということです。

小林委員

離職率が20%、15%というのは非常に高いと見れるが、どういうことが原因をつかんでいるのか。

森田青少年課
長

職員の変更届は、その都度提出がありますが、理由については報告をもらっていないので、承知していません。

小林委員

理由については、報告されていないということだが、離職された方はどのくらいの勤務期間だったのか。

森田青少年課
長

ひばり児童館につきましては、2人が辞められており、1人が1年6カ月、もう1人が2カ月で退職されています。つばき児童館につきましては、1人が2年間で退職されたということです。

平井委員

つばき児童館、ひかり児童館について、給料体系はどのように把握されているのか。

森田青少年課
長
それぞれの法人から、毎年度末に事業報告書、また年度初めには事業計画書を提出してもらっています。そちらには事業に占める人件費が記載されています。その法人内での給与体系表については提出をしてもらっていない状況です。

平井委員
市として指定管理者に委託しながら、働いている方の人件費について把握していないということか。

森田青少年課
長
人件費につきましては、先ほど申し上げたとおり、事業費に占める人件費についてはそれぞれ提出されている事業報告書で把握しております。

平井委員
正職員が何人で、どのくらいかはわかるか。

森田青少年課
長
仕様書上の職員配置を申し上げますと、ひばり児童館については、館長1名、常勤3名以上、非常勤3名以上です。ほかに、精算項目となりますが、障害児加配3名までとなります。つばき児童館については、館長1名、常勤3名以上、非常勤3名以上、障害児加配4名までとなります。まつば児童館については、館長1名、常勤3名以上、非常勤3名以上、障害児加配3名までとなります。

平井委員

退職された方は、常勤か非常勤かはわかるのか。

森田青少年課
長

離職をされた方が常勤か、非常勤かにつきましては、調べているのでお待ちください。先ほどの人件費につきましては、その職員の中での最高額と最低額を申し上げます。生活クラブの常勤職員となりますので館長は除かれています。ひばり児童館の最高額の方が289万1000円、最低額の方が252万円です。続きまして、つばき児童館の最高額の方が336万円、最低額の方で249万2,000円です。まっば児童館の最高額の方が257万6,000円、最低額の方で208万8,000円です。

平井委員

常勤の方が208万だとすると、ここに努めている方たちは、若い方が多いと思うのですが、非常に給料が安いということで離職率が高いのだと思うが、どのくらいの年齢の方が辞められたのか。わかれば結構です。

森田青少年課
長

今調べているところです。

小林委員

やなぎ児童館が社会福祉法人法水会、ひかり児童館が株式会社コマー

ムであるが、この2つの法人についての人件費はどうか。

森田青少年課
長
やなぎ児童館の平成28年度の生活クラブの常勤職員の最高額が350万円、最低額が325万円、ひかり児童館の生活クラブ常勤職員の最高額が295万2000円、最低額が258万2000円です。

小林委員
離職率についてはどうか。

森田青少年課
長
年度当初に提出される事業計画書の職員名簿では、平成28年度のやなぎ児童館につきましては、10人の職員のうち、平成29年度当初には常勤の方が1人変わっています。ひかり児童館につきましては、9人中常勤の方が2人、非常勤の方が1人変わっています。

小林委員
常勤の方が3人辞められているので非常に驚いたのですが、会議録から見ると、委員の方が継続雇用と人材の安定性の面から指定管理導入当時から常勤職員の定着率のことを聞いているわけだが、そういうことから見ると、継続雇用と人材の安定性の面から考えると、離職についてどのように認識しているのか。

森田青少年課
長
ひばり児童館、つばき児童館、やなぎ児童館、ひかり児童館につきましても離職率の話がありましたが、確かに支援員不足や処遇の面でこれ

から改善の余地があると認識しております。また、離職の原因につきま
しては報告書がないということで、原因が自己都合なのかどうい理由
なのか把握ができていない状況ですが、各法人とも人材の確保や職員の
育成について力を入れていることはヒアリングで把握しているところ
です。

大石委員

定員等が増員となったところの説明を伺いたい。

森田青少年課
長

まつば児童館につきましては、33名の生活クラブ定員を拡大して6
2名、2支援単位としています。やなぎ児童館につきましては、定員4
8名のところを58名、2支援単位としています。ひかり児童館につ
きましては現行の25人定員から変更がありません。

大館委員

辞めた場合、その方の代わりの補充はすぐにされているのか。

森田青少年課
長

仕様書で定員を定めておりますので、補充しております。

平井委員

指定期間が5年間だが、先ほど給料の額を聞いて、普通の会社より安
いことがわかったが、この5年間のうち、人件費については上がるこ
とが仕様書に記載があるのか。市として最低額や標準額を示していたのか。

森田青少年課 仕様書上では人数配置を定めております。そして、賃金につきましては、市の指定はありません。その範囲内で各法人の中でベースアップ等も考慮していただくものかと思えます。

平井委員 350万円のところもあれば、257万円のところもあり、法人によってすごく差があると思う。こういったことについては市としては気にしていないので、標準額を示さないでやってきたという認識でよいか。

森田青少年課 支援員については、経験年数や資格によって給料のばらつきがあるのは、各法人によって取り決めがあるものだと思います。

平井委員 資格などの給与に対する規程は法人によって異なるということか。

森田青少年課 給与規程については、各法人によって定められています。

長

平井委員 昇給についても法人任せということか。

森田青少年課 給与体系につきましては各法人によるものです。

長

【質疑終結】

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時16分）

議案第87号から議案第89号については、引き続き一括議題として議事を進めることでよろしいか。（委員了承）

【意 見】

小林委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第87号、議案第88号及び議案第89号について、賛成の立場から意見を申し上げます。定着率等について聞いてきましたが、児童館におきましても、生活クラブもありますし、放課後児童の生活の場でもあることや一般的な小中高生まで見ていくということがあるので、そのなかで経験は大きな役割もあると思いますので、会議録にもありますが、継続雇用と人材の安定性ということからも市でしっかりと、経験されたら給与も上がっていくような方向でぜひ各事業者に対して指導していただきたいと思います。

【意見終結】

【採 決】

議案第87号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第88号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第89号については、全会一致、可決すべきものと決する。

- 議案第90号「所沢市立三ヶ島児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第91号「所沢市立宮前児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第92号「所沢市立北野児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第93号「所沢市立山口児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第94号「所沢市立小手指児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第95号「所沢市立上新井児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第96号「所沢市立泉児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第97号「所沢市立北秋津児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第98号「所沢市立所沢児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第99号「所沢市立明峰児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第100号「所沢市立西富児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第101号「所沢市立富岡児童クラブ等の指定管理者の指定について」

- 議案第102号「所沢市立美原児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第103号「所沢市立伸栄児童クラブの指定管理者の指定について」
- 議案第104号「所沢市立中央児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第105号「所沢市立牛沼児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第106号「所沢市立和田児童クラブ等の指定管理者の指定について」
- 議案第107号「所沢市立東所沢柳瀬児童クラブ等の指定管理者の指定について」

植竹委員長

議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号については関連していますので、一括議題として補足説明、質疑を行うことでよろしいか。(委員了承)

【補足説明】なし

【質 疑】

小林委員

先ほど児童館のところでも聞いたが、今度の指定管理はかなり変わってきている。そういった中での雇用の安定性について、先ほどはコマームと法水会の関係で質疑をしたが、児童館と児童クラブの両方をとっているところでは異動があるのか。

森田青少年課
長

法人の中で、児童館と児童クラブの両方を運営している場合に職員の異動があるかというご質疑かと思いますが、そういったことはあり得るかと思えます。

小林委員

そうすると、児童クラブと児童館とは、定着率も含めてであるが、給与、賃金は同じなのか。

森田青少年課
長

給料については、各社の中での給与体系があり、また手当等の体系も異なるかと思えます。また離職率については、児童クラブでは、例えばクラブを異動する、他市の事業所にいくなど各法人の中での異動があるため、市では離職率、定着率がなかなか把握しづらい状況です。そうしたことから、各法人から毎年提出される事業計画書により支援員の勤務年数を把握していますので、こちらの内容で申し上げますと、平成29年度での市内30児童クラブの平均勤務年数は、10年となります。

小林委員

10年という捉え方は、今まではNPO法人がかなり多かったが、他の法人全て含めての数字か。

森田青少年課
長

そのとおりです。

平井委員

昨日の本会議場での質疑を聞いていると、市が指定管理をするにあたっての基準がはっきりしていないと感じた。例えば、NPO法人の各年度のモニタリングの総括評価というところで8点であった理由、これは市の評価が1点であったという理由で、他の委員も1点を付けたということであるが、開所時間が遅れたり、キャンプで熱中症が出たり、減免通知を減免対象でない方に誤って出してしまったことなど、言ってみれば実際に起こり得ることが原因で評価を下げたとのことであるが、NPO法人が運営する24ある学童のうち全てでそういったことがあったわけではなく、選定委員会の責任者である町田次長の評価を他の委員が聞いて1点を付けたと理解であった。そうすると、新しく入った事業者の中でも、例えばコマーチについては前回の定例会で取り上げたことがあり、利用している子どもたちの人権を無視するような、障害者の子どもに「がいしゃ」と言ってみたり、言うことを聞かない子どもに暴力をふるってみたりということがいっぱいあり、川口市ではそういったことが起きているが、所沢市でもそういうことがあったら大変であるがどうな

のかと聞いている。その時は部長はそういったことがないように頑張りますという答弁をされたが、そういったコマームや、また給食会社である葉隠勇進は、食中毒を起こして一度業務停止を受けているが、高い点数で入っている。所沢市の基準は何かわからないのだが、市としてこういった指定管理にあたっての基準があるのだと思うが伺いたい。

森田青少年課
長

実績評価につきましては、指定期間中のモニタリング評価、また市からの改善指示といったものをもとに、毎年度総括評価というものを行っており、これをもとに評価を行ったものです。

平井委員

指定管理にあたり、子どもたちを預ける大事な事業であるから、市としてこれだけは外せないというものがあるのだと思う。そういった点で、コマームのことや葉隠勇進が食中毒で業務停止を受けた例を挙げたが、そういったところが入っているということで、市の基準は何かということを知りたい。

本田こども未
来部長

実績評価の補足になりますが、先ほど、開所時間が遅れたことが大したことではないというような意味合いに聞こえましたが、開所時間につきましては、所沢市立児童クラブ条例に定められています。そういったことも仕様の中に落とし込んでいますので、それに対しての違反ということであれば、市としては重大なことと考えています。

平井委員

それはわかったが、コマームや葉隠勇進でも他の市で事例があるのに、所沢市では何を基準にして業者を選んでいるのかわからないので、これだけは外せないというものがあれば教えていただきたいということを聞いている。

森田青少年課
長

児童クラブについては、共働きなどで放課後留守家庭のお子さんが放課後を過ごす場ですので、子どもたちの安心、安全な居場所ということで認識しています。もちろん基準はいくつもあるかと思いますが、やはり、指定管理を行ううえで、安定した経営基盤や運営体制、あるいは子どもたちの健全育成、または地域の実情等を十分に理解した主体が継続的に運営していくことが好ましいと考えています。

平井委員

国の指針についてはお読みになられているかと思うが、放課後健全育成事業の一般原則の中に、育成事業者は、利用者の人権に十分配慮することと、一人ひとりの人格を尊重してその運営を行わなければならないということがある。そういう点では、先ほど申し上げたような事業者は、他市であろうとも、そういったことをしてこなかったという事例があるのにもかかわらず指定をしたというのがよくわからない。所沢市としては、省令をきちんと照らし合わせて事業者の選定をしているのか。この間ずっと聞いているが、部長の答弁でもわからないことがある

がどうなのか。省令に合わせてやっているのか。

森田青少年課
長

川口市に本社があるコマームについて、そういった言動があったという話については、川口市の所管課に電話をして確認をとりましたが、事実確認についてははっきりしていないという状況です。コマーム側でも保護者説明会を開いてアンケートをとりましたが、その結果の中でもそうした事実は出てこなかったということでした。しかし少しでも煙が出たということで、コマームとしても真摯に改善をしていくということになり、その後、そういった事態は起こっていないと聞いています。また川口市の所管課でも、コマームについてそういった問題があるということとは一切ないということで、そうした事実確認は行いました。

平井委員

今後はそういったことがないということ予測してという理解をしなければならぬが、そういうことでよろしいか。

森田青少年課
長

今回の指定管理につきましては、指定期間内の市内実績の評価をしています。市外の実績につきましては、事実確認をしていますので、そうしたものを総合的に評価した結果であると考えています。

平井委員

指定管理にあたっては、大事なことであるため、注意してほしいと、何度も議場で部長に申し上げてきた。城下議員も、12月定例会での私

の質問に対する答弁を用いて部長に聞いている。私も耳を疑ったが、部長は、放課後児童クラブの運営等におけるこれまでの実績を考慮することは大変重要な事項と認識しているので、心配する必要はありませんと答弁されていた。このことはしつこいぐらい何回も何回も聞いてきたが、その実績というのが指定管理期間ということは、本会議場では全く触れられなかった。私も長いこと議員をやっているが、部長を信頼して、実績というのは、これまでNPO法人が何十年もやってきた実績のことを言っているのかと思ったし、普通の人間であればそうとるのが妥当かと思うが、指定管理期間ということをおっしゃらずに、これは指定管理期間でしたとおっしゃったので、どう理解していいかわからなかった。初めから部長はそういうつもりで答弁されていたのか。

本田こども未
来部長

今回の実績評価については、指定管理期間を評価するものです。ただし個別の評価項目の中では、クラブを運営している団体の地域での貢献度といったものも評価していますので、長いところはそれなりの評価がされていると考えています。

平井委員

長いところや地域貢献度は評価すると言ったが、選定委員会の中でそれが反映できなかったという理解でよろしいか。

本田こども未

先ほど来申し上げていますが、皆さまのお手元にも評価表があるかと

来部長	と思いますが、評価表には各募集区分共通という評価表と、各募集区分個別という評価表があります。この中に1、当該児童クラブの管理運営に係る基本事項の②ということで、地域での実績等は充実しているかという欄があります。これにより評価はきちんとされていると考えています。
平井委員	地域の保護者会から継続してほしいという要望書が出て、選定委員には報告されたと聞いている。それがどういったものかについては文書が出たのか私にはわからないが、どういう形で示されたのか。
町田こども未 来部次長	市長宛ての要望書についての報告についてですが、17クラブありましたということ、また委員長宛てにもいただいていたが、その点については中立公平な観点で選定をいただく必要があることを伝えつつ、選定委員会では、内容についての報告は差し控えさせていただきました。
平井委員	報告は控えたということか。
町田こども未 来部次長	委員長宛ての内容については報告を控えさせていただいたということです。
平井委員	皆さんがいろいろな形で関わった要望書については、選定委員の目に

は触れていないということか。

町田こども未
来部次長

公平な選定をするうえで、委員長宛ての内容については、差し控えさせていただいたということです。

小林委員

17児童クラブの保護者から出された要望書かと思うが、公平性を欠くということで、選定委員には見せなかったということである。そのことについても、なぜ公平性を欠くのかということがよくわからないので、もう一度伺いたい。

またコマーチムや葉隠勇進の問題で、葉隠勇進が食中毒を起こしたのは2014年であるが、そういった問題があったことも出されたのか。というのは、NPO法人に対しては指摘事項ということで、キャンプで熱中症になったことや時間が遅れたということについて報告されている。そういったことがあるのでやるべきであったと思う。またNPO法人に指摘事項があったということは、NPO法人は細かく市に報告をしていたということだと思うが、今後、他の事業者が、マイナスになるという理由で報告をしなくなってしまい、隠ぺいにつながるのではないかとと思うが、どう認識しているか。

森田青少年課
長

先ほど、選定委員会宛ての要望書については、町田次長が答弁したとおり、内容の報告はしていません。コマーチム、葉隠勇進における他市で

の事例については、2年間の指定期間中の評価を行ったものです。また、他の事業者からの報告がないということはありません。他の事業者についてもこうした指摘事項があった場合は、評価を落としています。実際に、今回の児童クラブでいえば、葉隠勇進の実績評価が32点となっており、この2年間、つばき児童館とひばり児童館の運営をしていますが、この中で一度だけ、15分程度と聞いていますが、生活クラブの開所時間の遅延がありました。そういったことについてもしっかりと評価を行って点数を落とすなど、市としては平等に対応しています。

大館委員

こういった形で指定管理者が変わると、子どもたちに動揺があったりすることについて、市ではどのような形で保護者や子どもたちに引き継ぎを行うのか。

森田青少年課
長

事業者が変わるということは、保護者や児童にとっても大きな影響がある可能性がありますので、そうしたことを最小限に抑えるため、引き継ぎについては丁寧に行っていきたいと考えています。具体的には、2カ月以上の引き継ぎ期間を設け、新旧の指定管理者の合同保育を行うなど考えています。また保護者に対しては、決定後になりますが、保護者説明会の実施を考えており、その場では新しい事業者にも入っていただき、不安を解消していきたいと考えています。なお、過去に中富児童クラブの直営への移行や、児童館でも直営から指定管理への移行等で引き

継ぎを行った際、大きな混乱はありませんでしたので、そうした経験を踏まえながら丁寧に対応したいと思います。

大館委員

自分で児童クラブ得点割合表を作ってみたが、学童クラブの会が非常に点数が悪く、70.3から最高でも71.7であった。質疑や質問から、例えば学童クラブの会のモニタリング評価が8点ということであったが、これが満点の48点であったとしても、75%ぐらいまでしかいかない。他のところが大体80%台ということを見ると、評価がかなり悪いということになる。子どもたちは学校の近くに行くため児童クラブを選べないが、児童クラブの底上げ、今後の指導について、どう考えているのか。

森田青少年課
長

各クラブの保育内容ですとか、サービスの向上というものを全市的に底上げしていきたいと思っています。そのために、年4回のモニタリング、事業計画書、事業報告書等の提出を求めており、その都度、助言や指導をしています。今後も保育内容、サービスの向上に向け、そうした視点を持って取り組んでいきたいと考えています。

大館委員

年4回のモニタリングを行っているが、例えば、児童クラブの運営の中でいいクラブと悪いクラブがあれば、いいクラブを見習ってもらえるなどできると思う。ただ実際にはほとんど同じ、横並びであるから、個別

に指導するよりも、本部の指示で決まってくると思う。また人員配置についてもローテーションを組んでやっていくわけで、そういった場合に指導方法というのが重要になってくる。子どもたちはそこしか知らないため、そこが一番だと思っているわけであるが、そのあたりは大丈夫なのか。

森田青少年課
長

今回の指定管理から中学校区での区割りを行っていますが、各クラブ間で交流することにより、中学校に進むにあたっての友達づくりに役立てばと考えています。また本部の指示などで、横の連携がないということがありますが、例えば児童館については、月1回の児童館長会議で情報共有をしていますので、児童クラブについても、情報共有の場を今後設け、その中で各クラブがいいところを学んでいくまた悪いところを直していくような取り組みができればと考えています。

平井委員

底上げが何を意味しているのかよくわからない。以前、この委員会で、美原小学校で民間とNPO法人が運営する2つの児童クラブの現地調査を行ったことがあったが、2つは全く違い、民間では議員が訪問している間、30分も行儀よく待っている様子があり、NPO法人では子どもたちがわいわい騒いで、話す場所がないぐらい元気に遊んでいた。評価の仕方については、子どもたちが主体であり、子どもは大人の言うとおりににはならないものだと思う。自分の居場所だと思えば悪ふざけもする

し、遊ぶし、甘えたりもすることが当然だと思う。簡単に底上げと言うが、何をもって底上げするかを示さずに底上げと言うことには疑問を感じる。子どもたちの居場所であるからには、子どもたちがそこで自由に過ごし、ここに帰ってきてよかったと思えるのが学童クラブのいいところであり、今後、底上げの方法を市が間違えないようにいい方向に進んでほしいと思っている。また、昨日の議案質疑で粕谷議員の質疑の中で意味がわからなかったのだが、元に戻してはどうかという意見と、3つに分けると言っていたが、所沢市は方針がどんどん変わる。最初にNPO法人を指定管理にしたときには、私たちが1つの学校に2つの児童クラブがあるのであれば、子どもたちが通いやすいように同じところのほうがいいのではと言ったにもかかわらず、競争性があるからということで、わざわざ2つに分けた経緯があるが、今回の一覧表を見ると、私たちが言ったように、同じ中学校に入るから同じところがいいということで指定管理が決まっている。市の方針が理解できないので、ここで伺いたい。

森田青少年課
長

第二児童クラブをつくった際、ばらばらの方が選べるのではないかという話があったものと思います。当時の会議録を見ると、公募で選定を行った結果、別の事業者になり、そのメリットとしては、保護者の方が選べるようになったことがあったと認識しています。今回こうした区割りを行いました。今の例でいえば、第一、第二の児童クラブを同一区

分にしたということで、これは先ほど申し上げたとおり、児童クラブ間の交流を促進させ、中学校に進むにあたっての友達づくりができるように期待を持って区分けしたものです。以前は別々に選定し、今回は一緒にしているということで方針の転換ではありますが、子どもたちにとって別々がいいのか一緒にいいのかと考え、一緒に活動ができる友達づくりに効果があるという視点でこうした区割りをしたものです。

平井委員

小学校は一緒にでも中学校で別々になることもあり、難しいところである。今の話では、市の方針として、今後はそのようにしていくということか。そうなると、議場で3つに分けたほうがいいのかという議案質疑について、今後3年間で検討したいとも答弁されていた。これには矛盾を感じるがいかがか。

本田こども未来部長

3つということについては、所沢市の向かっていく方向として検討すると言ったつもりはありません。区割りのことも含め、3年間でどういった形の指定管理の方向性がいいのか検討しますという意味で答弁したものです。

平井委員

まだわからないので3年間のうちに変わるかもしれないという理解してよいか。

本田こども未
来部長

私たちとしまして、よりよい放課後児童対策事業を目指していますので、そういう意味では、市として固定した考えは持っていないということです。

平井委員

次に雇用問題について、これだけの事業者が変わるということで、先ほども子どもたちのことが心配だという質疑もあったが、私もそれを一番心配している。保育の民間委託のときも、保護者が一番反対したのは、保育士が変わってしまうことで子どもたちに与える不安が大きいということで、騒いで民間委託が中止になったことがあった。学校に行っているからといっても子どもは子どもなので、指導員が変わってしまうことについては不安が残る部分だと思う。継続性、安定性、子どもたちの不安という点で、これだけの指定管理が変わることについて市はどう考えているのか。方針を伺いたい。

森田青少年課
長

先ほども申し上げましたが、子どもたちへの影響については、引き継ぎ期間を十分に設けて合同保育を行うなど丁寧に行い、影響が少ないようにしていきたいと考えています。また支援員については、雇用契約等の関係もありますが、指定管理者によっては現行の支援員の継続雇用を望んでいる事業所もありますので、雇用条件を整えば継続していただきたいと考えています。

平井委員

いろいろな指定管理者がいろいろな条件があるが、市としては、引き続き支援員を雇用していただきたいと申し込んだり、仕様書に盛り込んだりというところまでいっているのか。

森田青少年課

長

これは雇用契約についての話になりますので、市としてそこまでの斡旋を行うことはできないと認識していますが、事業者から継続雇用の提案がありますので、そうしたところに期待しているところです。

平井委員

期待しているとのことであるが、期待どおり行かなかった場合は2カ月の引き継ぎ期間でうまくいくとは思えず、大混乱が起こると思う。各事業者の方針は9つでばらばらであり、これまでとは全く違ってくると思う。一番大事なのは、子どもたちが安心できるという意味では、指導員がそのまま、せめて今の条件のまま引き継いでもらえたらベターだと思う。そういった話し合いもこれからするという理解でよろしいか。

森田青少年課

長

引き継ぎの期間や内容については市も入りますが、実際の引き継ぎについては各事業者間でやっていただくこととなります。もちろん途中経過などの報告はいただきながら進めたいと考えています。支援員の継続については、事業者や支援員の雇用条件、マッチングにより変わりますが、市がそこに入ることはできませんので、期待をしているということです。また先ほども申し上げましたが、児童館生活クラブでの直営から

指定管理への移行の際にも丁寧な引き継ぎにより指定管理移行後の混乱はありませんでしたし、そういった経験がありますので、そうしたことを踏まえながら丁寧に引き継いでいきたいと考えています。

小林委員

17の児童クラブの保護者から引き続き同じ事業者に継続して運営していただきたいという要望書が出たが、選定委員には公表されなかったとのことであったが、もし結果が出てから保護者が異議申し立てをしてきたらどうするのか。

森田青少年課
長

要望書については、市長宛ての要望書と選定委員長宛ての要望書と2種類ありましたが、選定委員長宛ての要望書については先ほど申し上げたとおりです。市長宛ての要望書については、市の事務決裁規程に基づき対応しています。また保護者への説明については、今年の3月25日に、児童クラブの保護者を対象に説明会を開催しており、その中で指定管理者制度とその方針について説明し、アンケートをとりましたが、概ね制度については理解していただいたと認識しています。

小林委員

概ねという部分であるが、議案質疑もあったが、3月25日の説明会で、2人の子どもを両方の児童クラブに入れている保護者の方がぜひ変えないでほしいということも含めた発言をしていると思う。そこで、1つの児童クラブの方で、代表格の方が、うちが両方とるというようなこ

とを言ったということについて、部長はあくまでもそういう区分になるということであったのではないかという理解である旨の答弁をされたと思う。しかし改めてその方から話を聞くと、明らかに1つの児童クラブの代表の方が、説明会で、両方とりますと、決まったようなことを言われたとのことであった。そのことについてはいかがか。わかたけの件である。

森田青少年課
長

各市内事業者にはそうした区割りを行っていきたい旨はヒアリング等をしていますが、そうした中で、手を挙げるのかという意思表示としての話はあったかもしれませんが、3月の時点では選定の結果も応募の状況もわかっていませんので、そういったニュアンスで伝えたということについては確認の必要があると思いますが、その時点では一切決まっていませんでした。

小林委員

そういった話を保護者の方から聞き、選定委員会の前に既に決まっていたのかと疑念を持たれるようなことがされてきたのではないかと思う。また区分の問題について、中学校区で分けたとのことであるが、例えば、西富児童クラブは今まで父母会で運営していて、富岡児童クラブ、中富小児童クラブがあるが、これが学校区別となると、西富小の場合は向陽中、富岡中になるが、富岡小、中富小は向陽中で、同じ区分になるかと思う。また美原、第2美原、伸栄については、美原中であるが、伸

栄はあえて別にされている。これはなぜなのか。

森田青少年課
長

区割りについては美原小と伸栄小は別にしてあります。両方とも美原中に進学をする地域になりますが、これは1つの区割りがあまり大きくならないように、大きくなる場合には2つに分けるという考えに基づくものです。また西富小が富岡中と向陽中ということですが、どこの中学校区もぎりぎりのところがありますので、基本的な部分で分けています。西富小については向陽中学校区のほうがエリアが広いということで、そちらに分けているものです。

大石委員

今回の指定管理者について、定員が増えているところについて説明をお願いしたい。

森田青少年課
長

定員については、基準条例で当面の間は適用しないこととなっているため、設定していない状況ですが、泉児童クラブについては、現在、泉小学校内への移転を進めている関係で、来年度は2支援ということで、1支援、約40人程度ふえる見込みです。

大石委員

議案質疑の中で、NPO法人についての対しての質疑事項について、寄付をお願いすることがあったという話があった。匿名の方からの情報提供ということで答弁されていたと思うが、経緯や内容、例えばいくら

ぐらいの金額をどのぐらいお願いしていたのか、事実としてこういうことがあったということを説明いただきたい。

森田青少年課
長

2015年9月1日付けで、NPO法人所沢市学童クラブの会から、学童クラブOB各位に宛てた通知があり支援金、寄付金のお願いがありました。内容としては、支援金3口3,000円について支援をお願いしますというものでしたが、これが寄付の要求ととらえられるとの苦情を受け、指定管理者としての信用を損ねることから、市としてもこのようなことのないようお願いをしたところです。

大石委員

OBだけでなく利用者、その当時の保護者の方々にもそういったことはあったのか。

森田青少年課
長

保護者会の中でも、寄付金の取り組みを進めているということがあり、文面の中にも入っています。

小林委員

NPO法人に対してどのようにクレームがあったのか。いきさつなども含め、そのことはNPO法人には説明しているのか。

森田青少年課
長

NPO法人の事務局から、事情は聴取しています。その後、NPO法人から経過報告と今後の対応ということで報告を受けており、その中で

も、強制的なイメージを与えて誤解を招いたことについては謝罪し、撤回いたしますということで、その内容を保護者に通知するということで、その後、実際に各保護者宛てに通知を送り撤回をしたものです。

小林委員

今おっしゃったのはその後の対応についてであるが、その前に市からNPO法人にどのように、またきちんと説明がされたのか。

森田青少年課
長

匿名ではありますが、そうした苦情があったことをNPO法人に伝えて事実確認を行い、指定管理者が寄付を強要することについては、信頼や誤解を招くことになるため、強要することはしないしてほしいという話をしました。

大石委員

利用されている方々が寄付をお願いされるということは、今回の経緯でいうと、指定管理料が一度下がったにもかかわらず、またもう一度、3,000円をご負担いただきたいということで、プラスの利用料がかかるという認識をされたという話が保護者からあったということでよろしいか。

森田青少年課
長

寄付のお願いという通知の中に、保育料収入が減った分について行政からの手当てがされないために財政的に厳しいということで、お願いをしている内容になっています。

赤川委員

NPO法人が競合なしで16施設を受託されたということで、これから3年間、またモニタリングをしていくと思うが、寄付を求めるにあたって経営が厳しいという情報を出すということが強要にあたるのかということがある。保護者の皆さんは、経営が厳しいだろうからということでバザーをしたり、場合によっては自主的に寄付ということもあるかと思うが、今後のモニタリングも含めての中で重要なことになると思う。市として、今後3年間こういった形で指導していくのか。また改めないということになった場合どうするのか。

森田青少年課
長

寄付行為については、あくまでも自主的なものと認識しています。またバザーなどについても保護者会が自主的に行っているものですので、強要や強制と誤解を招くようなことについては問題があると思います。今後についてですが、保護者の過度な負担については、今回、仕様書の中で控えるように一文入れていますので、今後、モニタリングやアンケート調査の中で見守っていきたいと思います。

赤川委員

議案質疑で、評価の中のクラブ運営に対する財政状況について、15点という点数はどうかという質疑に対し、普通であるかのような答弁があったが、他のところと比べると低い点数である。また努力が認められるかということについて、財政状況のことは、これまでモニタリン

グを長くしてきた中で指摘されてきたと思うが、今後改善がみられるかという項目については、さらに低い13点ということである。議場でも退職金の話が出ていたし、こうして寄付の話が出るということは、やはり財政が厳しいということであるが、市としては経営状況をどのように分析し、3年間、どのようにモニタリングをしていくのか。

本田こども未
来部長

財政状況が厳しいということであれば事業報告書の中でも確認をし、3年間モニタリング等を通じて指導していきたいと思います。一方、指定管理の事業所として手を挙げていただく大前提として、市としては、市の委託金と保護者の保育料により放課後児童健全育成事業が賄えるよう、運営費を設計しています。事業が運営できることを確認したうえで、NPO法人についても今回申請していますので、そういった意味では、事業や財政状況の改善を意識してのエントリーであったと考えています。

赤川委員

当然、受託先が減ったわけで、さらに厳しくなることが予測される。そのことをモニタリングの段階で、例えば毎年決算などで情報が入ってくると思うが、今後こういった形で確認するのか。

森田青少年課
長

毎年、事業報告書を提出いただいています。合わせて法人の決算書を提出していただいています。提出するだけでなく、面談を行い、で

きる限りの助言をしていきたいと思います。

平井委員

先ほどの部長の答弁に関して、指定管理になったのは仲部長のときであったが、市からの委託金が総額で約1割少なくなったということで学童の方々がすごく大変になっていたのを覚えている。市としてはこれのできるでしょということで渡したが、今までより約1割少なくなった中で運営をしなければならなくなったところが原点である。また寄付行為については、強制とみられているのでよくないということになっているが、寄付行為そのものをしてはいけないとは書いていないのか、確認したい。

森田青少年課
長

NPO法人については、寄付行為そのものは認められている行為です。

平井委員

雇用問題の中で、指定管理になる前に議会でよく言ってきたが、例えば処遇改善費は、国から1施設につき240万円ぐらい出る。半分にしてもすごい金額が出るのだが、所沢市は3年間これをやっていない。もう一つは、今国でキャリアアップということで、1年勤めたらいくら、2年でいくらというように、指導員に対する雇用対策にすごく力を入れているが、今後指定管理者が変わる中で、市が国の補助金を使用するときにはどういった形で進めるのか。特にキャリアアップについては指導

員の処遇改善につながるのでぜひやっていただきたいと思うが、ヒアリングや前の答弁では検討していますとのことであったがいかか。

森田青少年課
長

議員ご案内の処遇改善事業については、児童クラブの開所時間が条例により午後6時半までとしていますので、補助の対象ではないものです。またキャリアアップについては今年度からできた国の補助金で、国では要綱ができていますが県にはまだ要綱がないという状況がありますので、市でも今調査研究をしている段階であり、今後検討していきたいというところです。

平井委員

聞いているのはできない方向ではなく、今後、指定管理者がばらばらになり新しい事業者も入ってくる中で、そういったものを実施する場合はどのような形になるのかということである。例えば国では、市町村は最低基準を常に向上させていきたい、指導員については今までは他の民間より10万円ぐらい給料が安いので、何とか補助金をあげたいと頑張っているが、所沢市はそれをずっと否定してきた。しかし今後、新しい事業者が入ってくると、そういった話も出てくると思う。その場合にどういう形で補助をしていくのかということである。

森田青少年課
長

キャリアアップについては、各法人に対する補助になります。それぞれの法人で賃金の改善を行う見込みがあるかなどいくつか要件があり、

そうした要件が整っている法人に対して補助金を交付するものですが、市内の法人に対し、こうしたことが可能なのかアンケート調査を実施しています。

平井委員

処遇改善費については、条例が6時半になっているが、実際には7時までやっている。30分は事業者が勝手にやっているという形になっているが、新しい事業者が6時半に閉めてしまうと子どもたちはどうなってしまうのかと思うが、条例改正をすればできるという認識でよいか。

森田青少年課
長

今回応募があった各事業者から、延長保育について独自事業というこ
とで計画書が出ています。その部分については6時半を過ぎても保育を
していただけたらと思います。

小林委員

ここから3年間の指定管理になるが、現在、定員が150%であったり200%になっているところが約20カ所ある。こうした状況を3年
間の間に変える必要があると思うがいかがか。

森田青少年課
長

おっしゃるとおり、市内の児童クラブで150%あるいは200%を
超えているところが多数あります。現在も民設民営の児童クラブの導入
や児童館生活クラブの定員拡大、老朽化した児童クラブの改修などを進
めながら定員の拡大を図っていきたいと考えており、そうした中で適正

な規模になっていくのだと思います。

小林委員

それを3年間の間に改正するのか。条例上の定員は、当分の間、適用しないということで、これは市の勝手なやり方であるが、子どもたちや事業者にとっては、子どもたち同士の摩擦やケガなどが起こりやすい状況になるなど非常にリスクが高い。そういった意味では喫緊の課題であると思う。また、例えば中学校区分ということについても、美原と伸栄が同じ美原中学校区であるが、伸栄では民設民営を募集しているという話を聞いたりしている。2つにまた分けることになるが、そういう進め方をしていくのか。

森田青少年課
長

まず条例の当面の間ということについて、現在、子ども・子育て支援事業計画の中で、平成31年度までの放課後児童健全育成事業の量の確保ということで、定員数を2,378人分の確保を目指して先ほど申し上げた方策を進めながら取り組んでいるところです。今年度については昨年度より145人分、来年度については泉児童クラブの定員拡大も含め、160人分の定員拡大を考えています。そうしたことを実行しながら2,378人分を目指し、努力していきたいと考えています。次に、民設民営については、定員拡大を図る1つの方策として位置付けており、来年度の2クラブの導入について債務負担行為を認めていただきましたので、現在、事業者の募集をしている段階です。その中で緊急性の高い小

学校区の1つとして伸栄小学校を位置付けています。

小林委員

先ほど話に出た実績の重視ということではこれだけの経験年数があるというのも1つの実績であると思うが、北野児童クラブと小手指児童クラブについてはがくどう舎がとった。今年度は北野と小手指の学校区を対象にした民設民営の学童クラブをやっているが、このがくどう舎は、実績という点ではまだないのではないかと思う。また放課後児童対策協議会の委員に入っているが、それはどうしてなのか。

森田青少年課
長

がくどう舎については、児童クラブ条例に準じた市内の民設民営の児童クラブでの実績をもとに実績評価をしています。また放課後児童対策協議会については、放課後児童健全育成事業の事業者の代表ということでお願いしているものです。

小林委員

放課後児童対策については、社会福祉法人も入っていたり、公募や有識者のような方も入っている。今回、指定管理者選定ということではがくどう舎が入っている。いろいろな事業者がある中で、がくどう舎だけが入っていることについては、いろいろと問題が出てくるのではないか。関係団体をみんな入れるというならわかるのだが、こうなると公平、公正な選定が求められてくると思うがいかがか。

森田青少年課
長

放課後児童対策協議会については、放課後こども健全育成基本方針の進捗状況や推進体制についてご協議いただいている協議会ですが、今回の児童クラブの選定については、こども未来部の指定管理者選定委員会で行っていますので、そこの関係は一切ありませんので問題ないかと思えます。

小林委員

選定委員には入っていないとはいっても、なぜ関係者がそこに入っているのか。全部入れるならわかるのだが、そこだけを選んだ理由がわからない。

森田青少年課
長

現在のがくどう舎の委員については、従前、NPO法人学童クラブの会の職員であった方であり、引き続き委員をお願いしていただいているという状況です。

【質疑終結】

休 憩（午前11時42分）

再 開（午後1時0分）

植竹委員長

これより意見、採決を順次行うことよろしいか。（委員了承）

・議案第90号の意見・採決

【意見】

赤川委員

民進ネットリベラルの会を代表して、議案第90号に対して賛成の立場から意見を申し上げます。児童館に引き続き、全ての児童クラブに公募により指定管理者制度を導入し、指定管理者を選定されたことを高く評価します。受託された受託先は、モニタリング評価などの評価を真摯に受け止め、改善し、残り3年間、児童のために引き続き尽くしていただきたいと思います。また、会の運営状況が、利用者に影響を及ぼすことがないように、経営努力を求めます。この点、市として3年間しっかりとモニタリング、指導をお願いし、賛成します。

大館委員

自由民主党を代表して、議案第90号に対して賛成の立場から意見を申し上げます。他の児童クラブについても同様ですが、指定期間中の実績評価を取り入れたことは大変評価ができます。また今回事業者が変わるところにおいては、引き継ぎを丁寧にしていくと言っておられましたので、余裕を持ってお願いいたします。今後も公募を継続していただき、基本的に子どもたちは児童クラブを選べないわけですので、今回特に得点割合の低い事業所についてはしっかり指導していただき、ボトムアップを図り、子どもたちのためにサービスの向上を図ってください。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第90号に対して賛成の立場から意見を申し上げます。本議案の指定管理者の選定過程は、質疑に

より適正であると判断いたします。また地域状況も考慮されていて、指定管理者には、さまざまな形態、今回の議案はNPO法人ですが、社会福祉法人、学校法人、株式会社などさまざまな形態の組織が選定されていますので、それぞれの良い点を生かして、子どもたちの健全な育成のために切磋琢磨していただきたいと思います。また、合わせて、学校施設やその他の公共施設の利用を市内を挙げて検討していただいて、民設民営も含め、利用できる児童数を増やしていただくことを申し添えまして賛成といたします。

福原委員

所沢市議会公明党を代表して、議案第90号に対して賛成の立場から意見を申し上げます。応募、審査につきましては適正であると評価いたします。その中で、今回はNPO法人所沢市学童クラブの会が選定となりました。さまざまな質疑の中でも、モニタリングの総括評価、あるいは財政面など指摘もありましたけれども、この3年間において、さらに努力いただき、子どもたちの安心、安全を第一とした所沢市の放課後児童育成事業の目的達成のためにぜひ頑張っていたいただきたいことを申し添えて賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第90号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第91号の意見・採決

【意見】なし

【採決】

議案第91号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第92号の意見・採決

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第92号について反対の立場から意見を申し上げます。詳細は討論で述べますが、質疑を通じ、各保護者会から継続してほしいという声が出ていたのにもかかわらずこのような形になったこと、市の指定管理者に対する選定基準が明確に示されていないことや実績評価の定義が曖昧であり矛盾が残っていることがわかりました。また一番大切なことですが、事業者が変わることで、子どもたちとの信頼関係を築いてきた指導員の環境が切れてしまうという恐れもあります。全て今後、指導員の身分保障について市が責任を持って対処することを求め、反対の意見といたします。

【意見終結】

【採決】

議案第92号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

・議案第93号の意見・採決

【意見】なし

【採決】

議案第93号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第94号の意見・採決

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第94号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第92号と同様の理由により、反対いたします。

【意見終結】

【採決】

議案第94号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

・議案第95号の意見・採決

【意見】なし

【採決】

議案第95号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第96号の意見・採決

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第96号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第92号と同様の理由により、反対いたします。

【意見終結】

【採決】

議案第96号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

・議案第97号の意見・採決

【意見】なし

【採決】

議案第97号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第98号の意見・採決

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第98号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第92号と同様の理由により、反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第98号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

・議案第99号の意見・採決

【意 見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第99号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第92号と同様の理由により、反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第99号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

・議案第100号の意見・採決

【意 見】 な し

【採 決】

議案第100号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第101号の意見・採決

【意 見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第101号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第92号と同様の理由により、反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第101号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

・議案第102号の意見・採決

【意 見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第102号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第92号と同様の理由により、反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第102号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

・議案第103号の意見・採決

【意見】なし

【採決】

議案第103号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第104号意見・採決

【意見】なし

【採決】

議案第104号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第105号の意見・採決

【意見】なし

【採決】

議案第105号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第106号の意見・採決

【意見】なし

【採決】

議案第106号については、全会一致、可決すべきものと決する。

・議案第107号の意見・採決

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第107号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第92号と同様の理由により、反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第107号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」（当

委員会所管部分：こども未来部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

小林委員

債務負担行為補正の2段目、指定管理者に伴う施設管理委託料（所沢市立児童クラブ31施設）というのは、先ほど出た議案第90号から107号までに係るものと考えてよろしいか。

森田青少年課
長

そのとおりです。

【議案第79号 こども未来部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午後1時13分）

（説明員交代）

再 開（午後1時17分）

○議案第80号「平成29年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」（健康推進部）

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員 健康診査等委託料追加ですが、30代の疾病で多いものから3つ改めて教えてほしい。

森田国民健康 30代に多い疾病順ですが、1位がうつ病、2位が統合失調症、3位
保険課長 が気管支ぜんそくです。

平井委員 死亡原因については。

森田国民健康 30代が含まれるライフステージの死亡原因ですが、1位が自殺、2
保険課長 位が悪性新生物いわゆる癌です。3位が心疾患です。

平井委員 30代の方が健康診断をする意味が分からないという質疑であった
が、うつ病などの心の病気について、健康診断で特定できるようなこと
があるのか。

森田国民健康 30代の健診は、40歳以降の特定健診への習慣づけにとらえている
保険課長 ので、特に精神疾患に特化したものではありません。

平井委員

これは市の独自事業でよいか。

森田国民健康

そのとおりです。

保険課長

平井委員

他でやっていないことをやってみようということで、40歳以降の特定健診につなげようという理解でよいか。

森田国民健康

そのとおりです。

保険課長

平井委員

普通は社会保険に入っていたりするが、ここで受けられる方は自営業や非正規とか、そういった方が対象になるということによいか。

森田国民健康

被用者保険である社会保険の方は会社で健康診断が義務付けられていますが、国保の方は40歳以降については特定健診がありますが、30代につきましては、このような健診がないため、習慣づけという意味からの所沢市独自の事業となります。

保険課長

中村委員

独自の事業であることは、他市でやっていない事業となる。他市でや

っていないということは一方で意欲的な取り組みとも評価できるが、効果がないという評価にもなる。他市での類似する事例はないのか。

森田国民健康
保険課長 他市の類似事例ですが、40歳未満の健診については、鴻巣市、戸田市、桶川市、蕨市等で実施していることを確認しております。

中村委員 なぜ、概要調書に同様の事例なしとしているのか。

森田国民健康
保険課長 40歳未満の健診につきましては、他市の健診内容、項目内容について確認しておりません。所沢市では40歳以降の特定健診と同様の項目で健診を行っていることから、同様の事例はなしとしたものです。

中村委員 他市はどのようなメニューか。

森田国民健康
保険課長 内容につきましては、確認しておりません。

中村委員 当初予算が500人で、年度末が750人という見込みで補正をするということだが、平成28年が702人なのに当初500人で予算を組んだのか。

森田国民健康
保険課長

当初予算を組んだ時点では、新しい勧奨方法をまだ実施しておりませんでした。平成28年の12月にこれまで30歳と39歳の方のみの勧奨を行っていたものを、31歳から38歳までについてもはがきで勧奨し、そこにはQRコードを載せることと、1万円相当の健診を800円でできるというお得感を載せたところ効果があったもので、当初の積算時にはその効果が分かりませんでしたので、500人で見積もったものです。

中村委員

平成28年はすでに702人来ていたわけで、予算の見積もりの段階と平成28年度の結果が出るまでの時期的なずれは当然あると思うが、受診者を当初見込んだ時は、勧奨方法も何かやろうと思っていたけど決めていなくて、一応500人で組んだみたいな感じなのか。

森田国民健康
保険課長

500人については、全受診者の約5%を目安にして組んでいます。例年受診者数は、300人前後であり、新しい勧奨方法の効果が出ても対応できるとみていましたが、思った以上に効果があったものです。

中村委員

5%という話があったが、本市の国民健康保険の被保険者の30代は何人いるのか。その5%は30代全体のという意味か。それとも30代の被保険者の5%なのか。

森田国民健康
保険課長

当市の国民健康保険の30代の被保険者の数については、平成28年の実績値で8,268名です。当初の積算時にはもう少し多い人数でした。先ほどの5%ですが、8,268名のおおよそ5%となります。

赤川委員

議案質疑でも指摘があったが、今回歳入として財政調整交付金を当てにしているようだが、議場では確実に使えるかどうかについて曖昧な部長答弁であったので、もし使えないとなった場合にこの枠は他で使えるのか。交付金の対象となる事業はいろいろあると思うが、その中でもこの事業を選択した見込みをはっきりと聞きたい。

森田国民健康
保険課長

国の財政調整交付金の交付を見込んでいることについては、交付項目の内容について、国から通知が来ております。この中に生活習慣病の一次予防に重点を置いた取組みとして早期介入保健指導事業とあり、さらに詳しい内容として40歳未満の国保被保険者に対する健診とあることから、交付対象となることを確認しております。

福原委員

事務事業評価に健康診査等実施事業とあるが、これがこれに相当するものか。

森田国民健康
保険課長

30代健診が、健康診査等実施事業となります。

福原委員

成果の部分で、30%となっていますが、実際は対象者数が分母で分子が受診者数となっているのですが、実績としては平成27年は3%となっています。目標値を30%とした根拠は何か。

森田国民健康

30%の根拠につきましては、40歳以降の特定健診の受診について

保険課長

60%を目標値としていることから、その半分の30%を目標として見込んだものです。

福原委員

事業の目的が健診を受ける機会から遠ざかりがちな30歳代の被保険者の病気の予防、早期発見、メタボリックシンドローム予備軍を減少させることと書いてあるが、成果としては受診者数が30%を目標としているが、成果として本来見るべきところは、実際にメタボの人がどれくらい減ったかとか、早期発見ができたのかとかその辺のところの検証を入れてもよいと思うが、そういった議論はあったのか。

森田国民健康

目的として生活習慣病の早期の予防として示しております。生活習慣

保険課長

病につきましてはレセプトデータから疾病件数をみますと30代から上位にきておりますので、そういう意味からも30代から生活習慣病に特化した健診を行うことは意味があるものと考えています。健診とその後

の発症の検証については今のところ特に分析したことはありません。

福原委員

今後、協議する予定はあるのか。

森田国民健康

保険課長

今後、データヘルス計画の中でも30歳代の健診については項目を掲げておりますので、健診を受診した方と受診していない方の医療費の金額を比較する党の検証を行いたいと考えております。

赤川委員

特に来年の見込みの記載がないが、今回財政調整交付金が使える前提ですが、場合によって1回で終わってしまう可能性のものなのか、それとも継続していく予定のものなのか。

森田国民健康

保険課長

30歳代の健診については、従前から行っている事業で、今回は勧奨方法を変えたことで受診者数が多く見込まれ、補正をお願いしているところですので、今後についても継続して行っていきたいと考えています。

中村委員

30代の死亡の原因という意味でいえば、癌などの特定の病気に対して効果的なアプローチをするための施策を打っていく必要があると思う。命を守るとか健康を維持するとか。ただ、生活習慣病に特化しているということでは、どちらかという個人の市民の健康はもちろんのこと、加えて医療費の抑制、国保会計の健全化という視点があるから生活習慣病に対して事前に発揮できるような施策を打っていく部分があると

思うが、医療費の抑制や国保会計の健全化が概要調書や説明においてあまり出てこない。目的としてはどちらかというところの辺が強いと思うが、どうなのか。

森田国民健康
保険課長

30代健診の目的として、40歳以降の法定の特定健診につなげるための習慣づけということを申し上げましたが、特定健診の受診率については、今後広域化での保険者努力支援制度の指標になっており、配点が高い項目です。その獲得に向けても、習慣づけをすることで40歳以降の特定健診の受診率を伸ばし、それらの公費を獲得していきたいと考えているところです。

中村委員

この事業の目的は国保財政の健全化に寄与するという部分がかなり大きいということだと思うがどうか。

森田国民健康
保険課長

先ほど申し上げた意味合いからしても、やはり公費の獲得につながるものと考えています。

中村委員

こういった事業を行ったときは、どれだけ寄与できたのかといった部分で金銭的な部分での事業の効果の把握は、説明するためには出していくべきでは。

森田国民健康 保険課長	先ほどの医療費の効果検証もそうです。30代で健診を受けた方が引き続き40代に入っても特定健診をきちんと受け、スムーズな移行ができていないかこういった検証も必要と考えています。
中村委員	事業概要調書の受診勧奨の方法のところ、平成27年度までは市内医療機関とあるが、平成28年度は記載がないが、変更があったのか。
森田国民健康 保険課長	変更はありません。
中村委員	市外では、できないのか。
森田国民健康 保険課長	所沢市医師会と契約を結んでいるので、市内の医療機関に限らせていただいています。
小林委員	30代の疾患の1位がうつで、2位が統合失調症、3位が気管支ぜんそく、死亡原因が1位が自殺となっているが、精神疾患であるうつや統合失調症が自殺につながることもあると思うが、30代の若い方の特徴でということだが、あくまでも40歳以降の特定健診というのは、精神疾患の関係のメニューはないが、そういった意味では改めて30代には健診のメニューに入れることは考えていないのか。

森田国民健康
保険課長 特に所沢市国民健康保険においては、精神に特化した健診については考えていません。

小林委員 国保ではないということだが、30代の精神疾患のことは健康推進などでやっているのか。

山崎健康推進
課主幹 精神的疾患で悩まれている方については、普段より相談等をお受けして状況に合わせた対応をしておりますので、特設健診を行うことは考えておりません。

【質疑終結】

【意見】

大石委員 自由民主党・無所属の会を代表し、賛成意見を申し上げます。疾病予防費の30歳代検診については大変意欲的な取り組みをされていると思いました。30代はとにかく無理がきく年代で、私の友人が40位になった時に2人ほど亡くなったが、ひとりの遺言で健康診断だけは必ず受けろといって亡くなったことを思い出しました。習慣づけは非常に大きな大事なことだと思いますので、ぜひともこの事業を続けていただくことを願ひまして賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第80号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第82号「平成29年度所沢市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第82号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」（当

委員会所管部分：健康推進部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午後1時41分）

（説明員交代）

再 開（午後1時42分）

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」当

委員会所管部分

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第79号について反対の立場から意見を申し上げます。先ほど反対しました指定管理者の指定の債務負担行為が含まれることから認められないということで反対いたします。

【意見終結】

【採決】

議案第79号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午後 1 時 4 4 分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第3回（9月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について